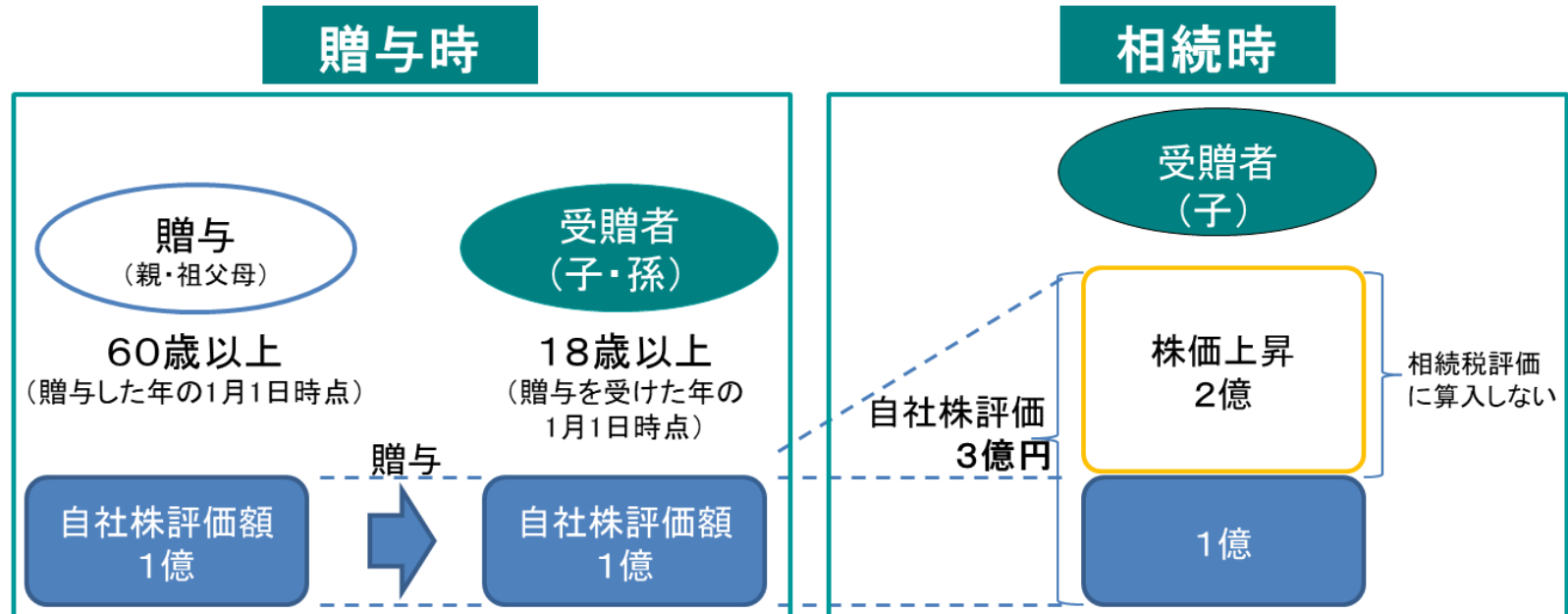


◆ 相続時精算課税制度とは…

原則として60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の子または孫などに対し、財産を贈与した場合において、選択出来る制度です。



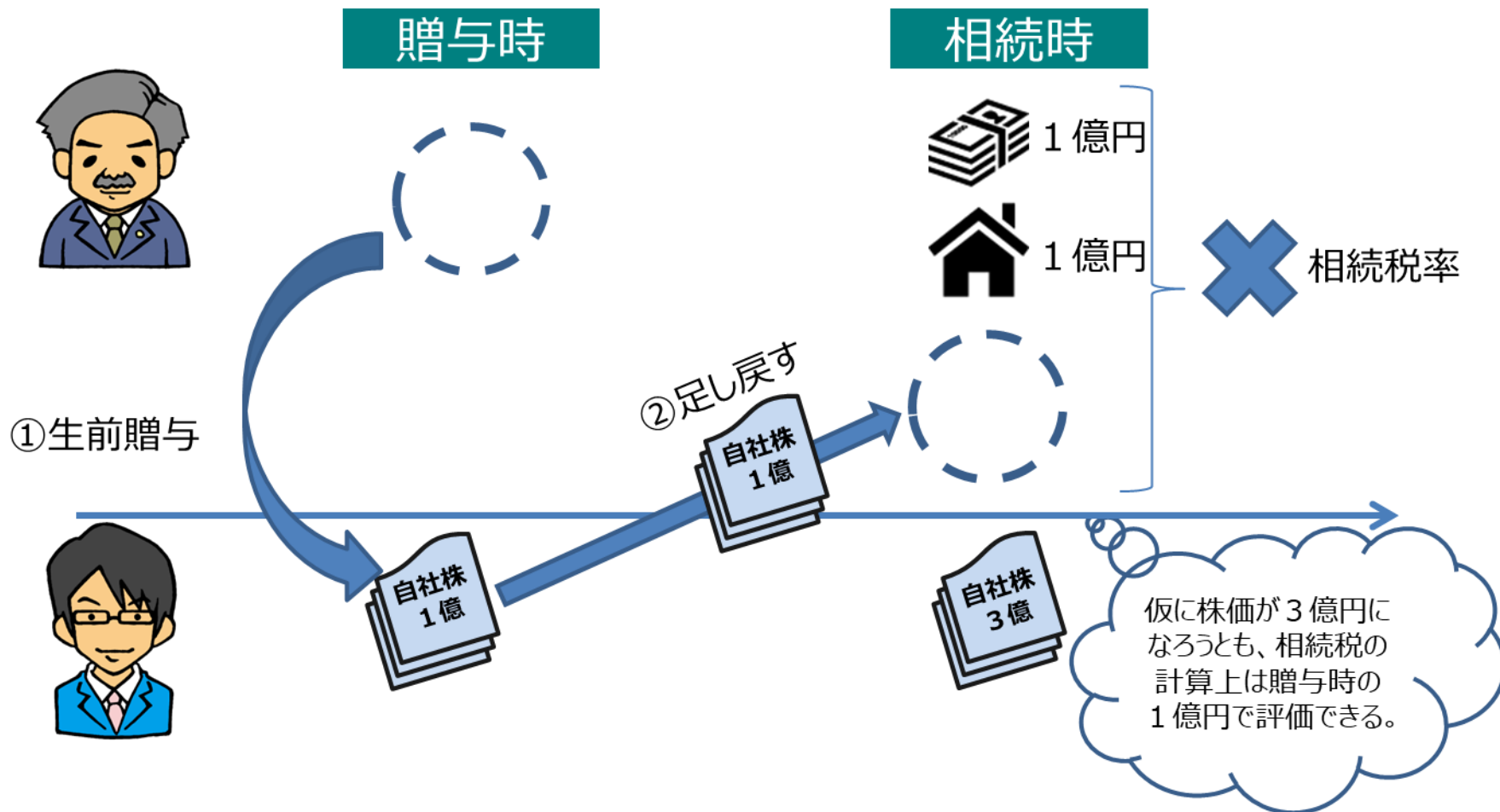
- 特別控除枠 累計2,500万円
- 税率 控除枠を超える部分について一律20%課税

令和5年度税制改正大綱で、特別控除枠とは別に、**毎年110万円の基礎控除が追加**されることが発表されました。

【ポイント】

- ① 贈与時の価格に固定する効果が期待できます！！
⇒上図の例では、相続時に自社株の評価額が1億円から3億円に上昇しても、贈与時の1億円で相続税を計算します。株価が下がったタイミングでまとまった株式を贈与すると、メリットが大きくなります。
- ② 相続税計算時には、贈与を受けた際に納付した贈与税額を控除することができます。(払い損ではない)
- ③ 特別控除枠が2,500万円あり、それを超えた部分の税率も20%のため、暦年贈与と比べると、まとまった財産の移転がしやすい制度設計になっています。
- ④ 親と子・孫の組み合わせ毎に選択適用が可能です。(特別控除枠も組み合わせ毎に2,500万円あり)

(制度イメージ)



➤ その他財産や遺留分を考慮して検討することが必要。

事業承継にお悩みの場合は、商工中金の各営業担当者までご相談ください。